



# 金 沢 市 公 報

第 2 6 2 7 号

平成21年(2009年)7月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
○自転車等の撤去及び保管について ( )	2
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の所在地の変更について ( )	3
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の廃止について ( )	4
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の休止について ( )	4
○生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のための居宅介護を担当させる機関の指定について ( )	4
○生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関の指定について ( )	5
○生活保護法等の規定に基づく指定介護機関の廃止について ( )	5
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について ( )	5

○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施術者の所在地の変更について ( )	6
○市道の区域の決定について (道路管理課)	6
○道路の供用の開始について ( )	6
● 公 告	
○予防接種を行うことについて (健康総務課)	7
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	8
○都市計画事業の認可に係る関係図書の写しの縦覧について (都市計画課)	8
○金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の規定によるまちづくりに関する協定の締結について ( )	8
○土地区画整理組合の定款の変更の認可について (市街地再生課)	11
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	11
● 監査委員告示	
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者について (監査事務局)	11
● 公営企業告示	
○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	12
○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について ( )	13

## 告 示

### ●金沢市告示第167号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成21年7月13日

金沢市長 山 出 保

- 1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称  
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場  
金沢市営西金沢駅前自転車駐車場  
金沢市営東金沢駅東自転車駐車場

金沢市営東金沢駅西自転車駐車場  
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場  
 金沢市営森本駅西自転車駐車場  
 金沢市営野町駅前自転車駐車場  
 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場  
 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場  
 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場  
 金沢市営金石バス停前自転車駐車場  
 金沢市営香林坊自転車駐車場  
 金沢市営柿木島自転車駐車場  
 金沢市営片町広場自転車駐車場

## 2 保管自転車等の台数

自転車 101台  
 原動機付自転車 2台

## 3 自転車等を移動し、保管した日

平成21年6月1日から同月30日まで

## 4 保管自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号  
 財団法人 金沢まちづくり財団

## 5 保管自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成21年7月13日から同年10月13日まで  
 午前10時から午後7時まで  
 場所 金沢市昭和町633番地  
 金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第168号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年7月13日

金沢市長 山 出 保

## 1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	撤去した自転車等の台数	
	自 転 車	台数
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	44台
	原動機付自転車	2台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	6台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	5台
入江3丁目地内	自 転 車	1台
西念4丁目地内	自 転 車	1台
菊川1丁目地内	自 転 車	4台
八日市2丁目地内	自 転 車	1台
涌波2丁目地内	自 転 車	1台
安江町地内	自 転 車	3台
光が丘2丁目地内	自 転 車	1台
矢木1丁目地内	自 転 車	1台
下堤町地内	自 転 車	3台

松村5丁目地内	自 転 車	2台
西金沢3丁目地内	自 転 車	1台
窪6丁目地内	自 転 車	8台
吉原町地内	自 転 車	1台
増泉2丁目地内	自 転 車	1台
泉本町4丁目地内	自 転 車	1台
南森本町地内	自 転 車	1台
神宮寺2丁目地内	自 転 車	1台
三馬3丁目地内	自 転 車	1台
西泉1丁目地内	自 転 車	6台
神宮寺1丁目地内	自 転 車	1台
元町2丁目地内	自 転 車	3台

## 2 自転車等を撤去した日

平成21年6月1日から同月30日まで

## 3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所

## (1) 期間

平成21年7月13日から平成22年1月13日まで

## (2) 場所

金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第169号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年7月13日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	指定年月日
はやし歯科	金沢市高尾南3丁目15番地	平成21年4月4日
西田歯科クリニック	金沢市金石東3丁目6番8号	平成21年5月1日
耳鼻咽喉科なかいずみクリニック	金沢市田上第5土地区画整理事業施行地区内5街区9	平成21年5月14日
石引アルプ薬局	金沢市石引4丁目4番1号 村田ビル1階	平成21年6月1日
ティーズ内科クリニック	金沢市松村4丁目308番地	平成21年6月1日
林病院	金沢市本町1丁目2番27号	平成21年6月1日
みやうち眼科	金沢市松村4丁目305番地	平成21年6月1日

## ●金沢市告示第170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年7月13日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地		変更年月日
	変更前	変更後	
木村皮フ科クリニック	金沢市松村第二土地区画整理地26街区1番地	金沢市松村4丁目412番地	平成21年1月31日
まるやま小児科クリニック	金沢市上安原町112-1街区7	金沢市上安原2丁目221番地	平成21年5月1日

## ●金沢市告示第171号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から医療機関を廃止する旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年7月13日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	廃止年月日
シメノドラッグ金石薬局	金沢市金石本町14番地1	平成21年3月19日
福江薬局	金沢市片町1丁目8番19号	平成21年3月31日
シメノドラッグ福久薬局	金沢市荒屋町1丁目35番地	平成21年4月10日
西田歯科クリニック	金沢市金石東3丁目5番1号	平成21年4月30日
ゆあさメンタルクリニック	金沢市長坂3丁目13番10号	平成21年5月1日
浮田内科医院	金沢市平和町3丁目1番1号	平成21年5月31日
林病院	金沢市本町1丁目2番27号	平成21年5月31日

## ●金沢市告示第172号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から医療機関を休止する旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年7月13日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	休止年月日
医療法人社団 中田眼科医院	金沢市高尾南3丁目50番地	平成21年3月31日

## ●金沢市告示第173号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年7月13日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 白銀会 理事長 林 道子	金沢市本町1丁目 2番27号	林病院	金沢市本町1丁目 2番27号	平成21年6月1日

## ●金沢市告示第174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年7月13日

金沢市長 山 出 保

事業 者		事業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
ふれあいクリニック 院長 水口 雅之	金沢市彦三町2丁目10番13号 兼六ビル3F	ふれあいクリニック	金沢市彦三町2丁目10番13号 兼六ビル3F	平成20年12月1日
有限会社 キュア 代表取締役 廣瀬 淳	金沢市笠舞3丁目18番3号	キュア・デイサービスセンター	金沢市笠舞3丁目18番3号	平成21年6月1日
株式会社 キャリアパワー 代表取締役 山本 謙二	東京都中央区銀座1丁目15番7号	アウラ ヘルパーステーション	金沢市西念1丁目3番8号 田村ビル1F	平成21年6月1日
株式会社 キャリアパワー 代表取締役 山本 謙二	東京都中央区銀座1丁目15番7号	アウラ デイサービス	金沢市安江町1番1号	平成21年6月12日

## ●金沢市告示第175号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から介護機関を廃止する旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年7月13日

金沢市長 山 出 保

事業 者		事業 所		廃止年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
林病院 院長 林 道子	金沢市本町1丁目2番27号	林病院	金沢市本町1丁目2番27号	平成21年5月31日

## ●金沢市告示第176号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年7月13日

金沢市長 山 出 保

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
松本 久和	鈴見台接骨院	金沢市もりの里3丁目103番地	平成21年5月20日

## ●金沢市告示第177号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から施術所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年7月13日

金沢市長 山 出 保

施 術 者	施 術 所			変 更 年 月 日
	名 称	所 在 地		
		変 更 前	変 更 後	
野村 泉太郎	いずみ接骨院 body works	金沢市大額3丁目261番地	金沢市四十万3丁目3番地	平成21年4月4日
辻 勇	辻接骨院	金沢市上安原町94番地2	金沢市上安原2丁目1番地1	平成21年5月2日

## ●金沢市告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成21年7月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

平成21年7月13日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	三馬17号泉本町1丁目線10号	6.0	52

## ●金沢市告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成21年7月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

平成21年7月13日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区 間	供用開始日
三馬17号 泉本町1丁目線10号	泉本町1丁目 17番1先から 泉本町1丁目 17番3先まで	平成21年7月13日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成21年7月13日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻しん風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	平成21年7月13日から平成22年3月31日まで	別表のとおり
麻しん風しん第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
麻しん風しん第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
麻しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
麻しん第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
麻しん第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
風しん第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
風しん第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		実施する予防接種の種類
	医療機関名	所在地	
土山 智也 土山 奈央美	ティーズ内科クリニック	金沢市松村4丁目308番地	麻しん風しん第2・3・4期 ジフテリア・破傷風第2期 麻しん第2・3・4期 風しん第2・3・4期

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成21年7月13日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
7	北研エンジニアリング 株式会社	金沢市松島3丁目79番地	平成21年6月23日
18	株式会社 金沢環境サービス公社	金沢市御影町23番10号	平成21年6月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可した旨の石川県知事の告示があり、かつ、関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該関係図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告します。

平成21年7月13日

金沢市長 山 出 保

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事業施行期間	事業地	縦覧場所
金沢都市計画道路事業 3・4・21号 西金沢駅通り線	金沢市	平成21年6月26日から 平成27年3月31日まで	(1) 収用の部分 金沢市西金沢1丁目、 西金沢2丁目、西金沢 新町、米泉町7丁目、 米泉町10丁目、保古1 丁目及び保古2丁目 地内	金 沢 市 都市整備局 都市計画課
金沢都市計画道路事業 3・4・32号 松島西金沢線				
金沢都市計画道路事業 8・7・16号 西金沢駅前広場線				
			(2) 使用の部分 金沢市西金沢2丁目 地内	

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成21年7月13日

金沢市長 山 出 保

- 協定を締結した相手方  
広坂地区住民等
- 協定を締結した年月日  
平成21年7月3日
- 協定番号  
23
- 協定の名称  
広坂地区まちづくり協定
- 協定地区の区域  
別図（まちづくり協定区域図）のとおり

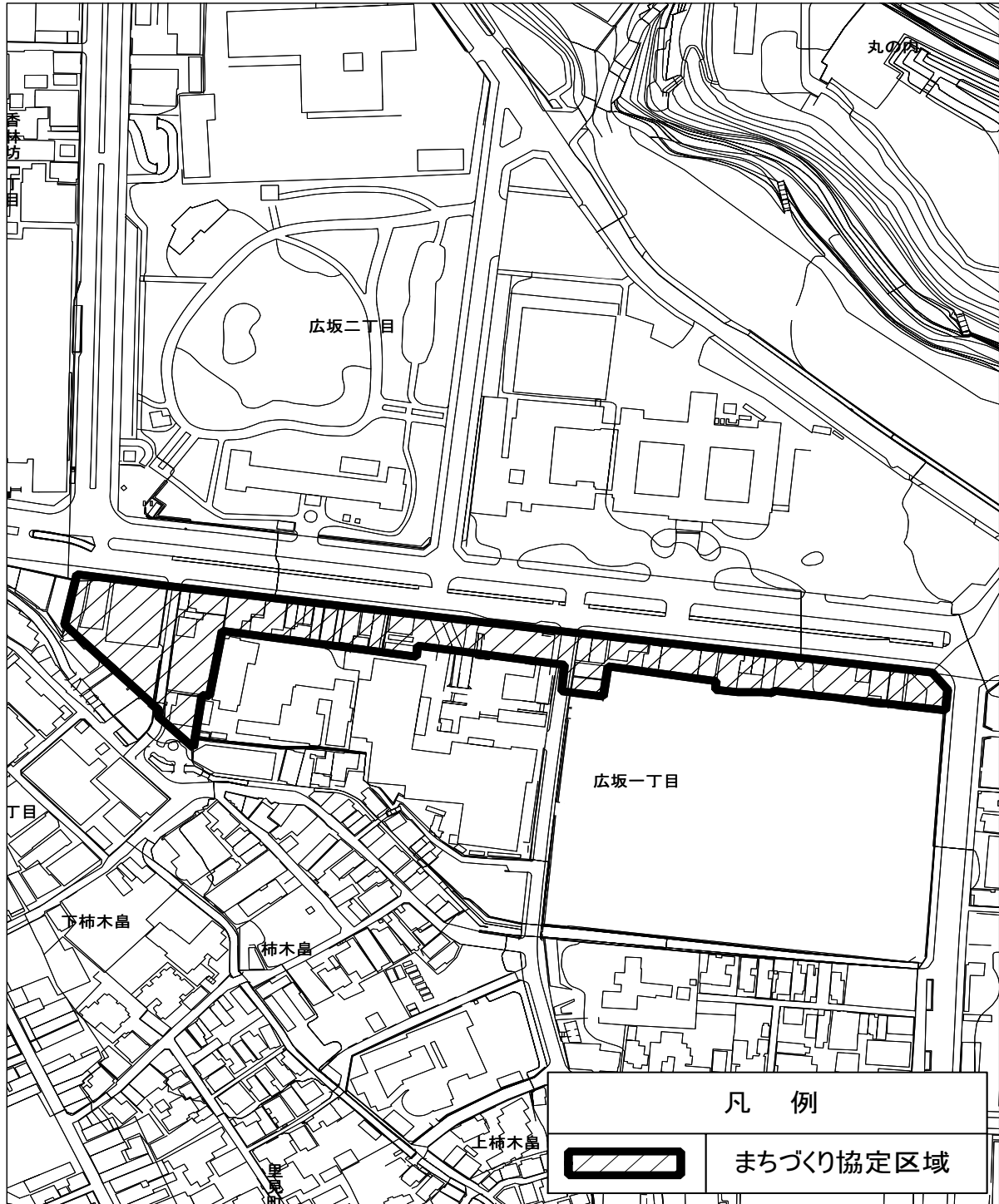


## 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称		広坂地区 まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域		金沢市広坂1丁目及び片町1丁目の各一部
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約 1.1 ha
まちづくりの目標		<p>本地区は、金沢市の中心商店街に位置し、集中する多くの文化施設と一体となった商業拠点である。</p> <p>本地区のまちづくりは、兼六園と中心繁華街を結ぶシンボルロードとして、金沢21世紀美術館と一体となったアートの香りと金沢の伝統文化・工芸を見て、触れて、楽しむことができる、活気とにぎわいのある商店街づくりを目標とする。</p>
まちづくりの方針		<p>まちづくりの目標実現に向けて、地域と市が協働し、</p> <p>(1) 文化芸術の香りある統一した街なみが形成される土地利用を図る。</p> <p>(2) ゆとりある回遊歩行空間の形成維持を図る。</p> <p>(3) 観光ルートとして魅力あふれる、にぎわいのある商店街の形成を図る。</p> <p>を基本方針として、風格あるまちづくりを推進する。</p>
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築（用途変更を含む。）してはならない。</p> <p>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝ち馬投票券発売所、場外車券売り場その他これらに類するもの</p> <p>(2) キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの</p> <p>(3) 性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項から第10項（ファッションヘルス、デリバリーヘルス、テレフォンクラブ、アダルトサイト等）に係るもの</p> <p>(4) 金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例（平成19年条例第4号）第2条第1項に規定するラブホテル等</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定の適用を受ける団体の事務所</p> <p>(6) 1階の道路（広坂通りに限る。）に面する部分が住宅の用に供されるもの（入り口を除く。）</p> <p>(7) 原動機を使用する工場で作業場の床面積が50㎡を超えるもの</p> <p>(8) 倉庫業を営む倉庫</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>(建築物等)</p> <p>伝統的建物と近代的建物の調和を図った茶、グレー等を基調とした色彩とする。</p> <p>(屋外広告物等)</p> <p>屋外広告物等は、自家広告又は広坂振興会が認めたもので、地域の景観に配慮した素材やデザインで、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 点滅灯及び回転灯の類は、使用しない。</p> <p>(2) ネオン管を使用する場合は、光源を点滅させない。</p> <p>(3) 電光表示装置は、設置しない。</p> <p>(4) 屋上広告物は、設置しない。</p>
	その他	<p>(1) 建築物の建築、用途の変更、外壁等の意匠の変更又は広告物の設置にあたっては、あらかじめ広坂振興会と協議する。</p> <p>(2) 空き店舗には、積極的に出店の働きかけに努める。</p> <p>(3) ショーウィンドウを芸術作品で飾るアートアベニュー（芸術道路）化や、夜間の照明（ひかりのプロムナード）について積極的に協力する。</p> <p>(4) 駐車施設の設置及び車の出入りについては、道路交通の支障とならないよう十分配慮する。</p>

- (5) 駐車場等の暫定的な土地利用は、おおむね1年までを目安とし、その間は道路に面するところの緑化に努める。
- (6) 当協定区域内の者は、この地域の振興を図るため、その中心的役割を果たす広坂振興会への加入等により協力するよう努める。
- (7) 住民や事業者は、広坂通りの清掃を引き続き励行することによって、来訪者にとって爽やかな通りとなるよう努める。

### 広坂地区まちづくり協定区域図



土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成21年7月13日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市田上第五土地区画整理組合	平成9年2月21日から 平成24年3月31日まで	金沢市田上町南、西、北、地、整、理、神、朝、イ、ニ、ホ、リ、ル、夕及びレ、田上2丁目、若松町セ並びに旭町日及びイの各一部	金沢市田上町夕1番地1	平成9年2月18日	平成21年7月6日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成21年7月13日

金沢市長 山 出 保

1

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市大河端町東131番3	金沢市大河端町東116番地2 中嶋 照江 金沢市大河端町東99番地2 中島 大輔
金沢市今町カ19番及び196番1	金沢市藤江北1丁目92番地 奥村 桂幸

2

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市笠舞本町2丁目76番2及び224番1から224番24まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市笠舞本町2丁目76番2、224番4、224番22及び224番23並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 調整池 金沢市笠舞本町2丁目224番24	金沢市松島2丁目109番地 金沢市笠舞本町2丁目開発共同企業体 代表 村上 紀夫

### 監 査 委 員 告 示

●金沢市監査委員告示第1号

包括外部監査人早川晃治の監査の事務を補助する者についての協議が調ったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、その氏名等を次のとおり告示します。

平成21年7月13日

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄
金沢市監査委員	玉	野	道
金沢市監査委員	中	西	利雄

## 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
杉本 榮策	石川県金沢市尾張町2丁目16番74号
明石 圭光	石川県金沢市昭和町21番10号
山田 文禎	石川県河北郡内灘町大清台82
俣田 明佳	石川県金沢市泉野町3丁目4番8号

## 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成21年6月29日から平成22年3月31日まで

## 公 営 企 業 告 示

## ●金沢市公営企業告示第8号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年7月13日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

## 1 平成21年3月1日から同年5月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 43,060円  
 (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 46,680円  
 (3) 1トン当たり平均原料価格 43,690円

## 2 原料価格変動額 20,000円

算式 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格）－43,690円（1トン当たり平均原料価格）＝20,000円（100円未満切捨て）

## 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－20,000円（原料価格変動額）／100円×0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から16.40円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

## 4 平成21年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	210円35銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	208円35銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	195円85銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	194円2銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	189円2銭

## ●金沢市公営企業告示第9号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年7月13日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

## 1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成21年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格

1トン当たり 46,680円

- (2) 原料価格変動額 41,300円

算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）－46,680円（1トン当たり平均原料価格）＝41,300円（100円未満切捨て）

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－41,300円（原料価格変動額）／100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から84.26円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

- (4) 平成21年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	337円4銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	327円94銭

## 2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成21年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格

1トン当たり 46,680円

- (2) 原料価格変動額 41,300円

算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）－46,680円（1トン当たり平均原料価格）＝41,300円（100円未満切捨て）

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－41,300円（原料価格変動額）／100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から84.26円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

- (4) 平成21年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	337円12銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	328円2銭

## 3 南森本供給地点群

- (1) 平成21年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格

1トン当たり 46,680円

## (2) 原料価格変動額 41,300円

算式  $88,000\text{円} (1\text{トン当たり基準平均原料価格}) - 46,680\text{円} (1\text{トン当たり平均原料価格}) = 41,300\text{円} (100\text{円未満切捨て})$

## (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式  $\text{基準単位料金の額} - 41,300\text{円} (原料価格変動額) / 100\text{円} \times 0.204\text{円}$

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から84.26円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

## (4) 平成21年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	315円89銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	306円79銭

## 4 大浦・東蚊爪供給地点群

## (1) 平成21年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格

1トン当たり 46,680円

## (2) 原料価格変動額 41,300円

算式  $88,000\text{円} (1\text{トン当たり基準平均原料価格}) - 46,680\text{円} (1\text{トン当たり平均原料価格}) = 41,300\text{円} (100\text{円未満切捨て})$

## (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式  $\text{基準単位料金の額} - 41,300\text{円} (原料価格変動額) / 100\text{円} \times 0.204\text{円}$

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から84.26円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

## (4) 平成21年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	359円50銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	350円40銭

平成21年(2009年)7月13日 印刷

発行人

金 沢 市

平成21年(2009年)7月13日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)